

よくある質問について

Q 交付申請書をメールで提出したい。

- A 交付申請書は、必ず申請者本人が自署した上で、郵送又は持参により提出してください。
交付申請書は、愛知県労働局産業人材育成課 Web ページ（※）からダウンロードできます。
（※）愛知県公式 Web サイトより、「組織でさがす」→「県庁の各所属」の「本庁機関の組織表（各部局・行政委員会等）」をクリック→「労働局」→「産業人材育成課」ページ お知らせ欄「愛知県複合技能士称揚状の交付申請の受付を開始します」
（URL <https://www.pref.aichi.jp/press-release/fukugou2025.html>）

Q 申請者名簿も交付申請書と同様に郵送していいか。

- A 申請者名簿については、パソコン等で作成していただき、メールにより提出してください。
申請者名簿は、愛知県労働局産業人材育成課 Web ページ（※）からダウンロードできます。
（※）愛知県公式 Web サイトより、「組織でさがす」→「県庁の各所属」の「本庁機関の組織表（各部局・行政委員会等）」をクリック→「労働局」→「産業人材育成課」ページ お知らせ欄「愛知県複合技能士称揚状の交付申請の受付を開始します」
（URL <https://www.pref.aichi.jp/press-release/fukugou2025.html>）

Q 現在愛知県内に居住または愛知県内の事業所に勤務しているが、技能検定は他都道府県で合格した場合、称揚の対象となるか。

- A 現在愛知県内にお住まいである、または愛知県内の事業所にお勤めである方であれば、他都道府県で技能検定試験を合格された場合も称揚の対象となります。

Q 技能検定合格証書を紛失してしまい、交付申請書に添付できないがどうしたらいいか。

- A 交付申請書には合格証書の写しの添付が必要です。合格証書を紛失された場合は、技能検定に合格された都道府県において再交付を受けていただくことができます。（愛知県で合格された方につきましては、愛知県労働局産業人材育成課技能振興グループ（電話 052-954-6375）までお問い合わせください。なお、愛知県で合格証書を再交付するに当たっては手数料（愛知県収入証紙等 2,000 円分）が必要となります。）
※都道府県以外の指定試験機関が実施する技能検定の合格証書の交付（再交付）については、各実施機関へお問合せください。

Q 複合技能士称揚を受けたら、複合技能士と名乗ることはできるか。

- A この制度は、複数の職種・作業の技能検定合格者を称揚するもので、「複合技能士」という資格を付与するものではありません。複合技能士、又は愛知県複合技能士と呼称（名刺に肩書きとして記載等）することは避けてください。

Q 複合技能士称揚を受けるために手数料等が必要か。

- A 手数料は必要ありません。
なお、称揚状は、郵送等による交付はしておりません。称揚状をお受け取りいただくため、指定の場所（愛知県庁等）までお越しいただく必要がありますことを予め御承知願います。（代理人による受領は可能です。）